

山口県報

平成21年
2月6日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) 二

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) 三

生活保護法の規定に基づく施術者の指定 (厚政課) 三

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出 (厚政課) 三

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (三件) (厚政課) 四

土地改良事業施行の同意 (農村整備課) 五

道路の区域の変更 (道路整備課) 五

岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (都市計画課) 五

岩国都市計画道路の変更 (都市計画課) 五

岩国都市計画新住宅市街地開発事業の変更 (都市計画課) 六

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課) 六

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (二件) (商政課) 六

土地改良事業の工事の完了の届出 (農村整備課) 七

県営佐山新地地区経営体育成基盤整備事業換地計画書の縦覧 (農村整備課) 七

県営受堤地区ため池等整備事業計画書の縦覧 (農村整備課) 七

基本測量の実施の終了 (監理課) 七

山口県告示第三十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年二月六日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年二月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部興産株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部興産株式会社中央病院
所在地 宇部市大字西岐波七五〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力 (m^3)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使用開始 予 定 日	使用時間 隔りの使用 間 隔 時 間 変 動 の 概 要
六八の二一 口 (三基)	〇・二九	平成二一、 二、二七	平成二一、 二、二七	平成二一、 二、二七	断 続 八 時 間 変 動 な し

備考 「六八の二一口」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十八号の二の病院で病床数が三〇〇以上であるものに設置される洗浄施設をいう。

山口県告示第四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医

平成二十一年二月六日

山口県知事 二井 関成

療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		浮 遊 物 質 の 値		大腸菌群数の値		窒素の値		リンの値		排水の一日当たりの量 (m ³)			
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大				
七	八・六	五・八	五・八	三・五	四・〇	五・〇	七・〇	二・二	二・〇	二・八	三・三	三・五	三・五	三・五	四・一・五

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

透析排水処理施設	種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)									
		処 理 前	処 理 後	通 常	最 大										
七	三	八・六	五・八	三・五	四・〇	五・〇	七・〇	二・二	二・〇	三・〇	三・三	三・五	三・五	三・五	三・五

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

透析排水処理施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処 理 の 方 式	間 隔	使 用 時 間	概 略 的 変 動 の 要 素	平 成 二 一 年 三 月 一 日	平 成 二 一 年 三 月 三 一 日	平 成 二 一 年 三 月 三 一 日

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		備 考
	通 常	最 大	
六八の二一〇 (三基)	三	三	(一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

医 療 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
三隅外科・胃腸科 高本医院	山口市小郡下郷二二二四の二 熊毛郡平生町大字佐賀一五四〇の 一	平成二〇、一〇、三 "
松村八九八薬局中央店 豊川薬局平田支店 室積薬局 有限会社佐藤薬局 銀座薬局	下松市大手町二丁目六番一 号 岩国市平田五丁目四一番四号 光市室積大町二番二四号 周南市弥生町二丁目八 " 銀座二丁目三四	" 九、三〇 " 八、三 " 一、三〇 " 一〇、三 " "

山口県告示第四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年二月六日

山口県知事 二井 関 成

医 療 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
やまがた循環器内科クリ ニック	山口市大内御堀一七三三の一	平成二〇、一二、一
みずみクリニック	小郡下郷二二五〇の二	" 一一、"
いちのみや大内薬局	大内御堀一七三四の一	" 一二、"
豊川薬局	岩国市平田五丁目四一番四号	" 九、"
室積薬局	光市室積大町二番一六号	" 一二、"
石丸薬局周陽店	周南市周陽二丁目一番三三 号	平成一九、九、"
銀座薬局	銀座二丁目三四	平成二〇、一、"
レモン薬局	弥生町二丁目八	" "
リトルファーマシー	山陽小野田市大字西高泊六四八の 三六	平成二一、一、"

医療法人岸田医 院会 下松市青柳二丁 目二番一号 岸田訪問看護ス
テーション 下松市古川町一 丁目五番五号 平成一八、一

山口県告示第四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十一年二月六日

山口県知事 二井 関 成

施 術 者 の 氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
藤岡 弘士	ふじおか整骨院	岩国市平田五丁目四一番四号	平成二〇、一二、一

山口県告示第四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年二月六日

山口県知事 二井 関 成

居 宅 介 護 事 業 者 の 氏 名 又 は 名 称	住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 の 名 称	所 在 地	事 業 の 種 類	廃 止 年 月 日
ウエルビイ山 口株式会社	広島市西区商 工センター六 丁目二番一 号	サンキ・ウエ ルビイ介護セ ンター柳井	柳井市南町一 丁目八番四号	訪問介 護	平成二〇、 九、三〇
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
"	"	サンキ・ウエ ルビイデイ ター山口	山口市平井一 四一七の八	通所介 護	"

居宅介護支援事業者 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
ウエルビィ山口株式会社 広島市西区商工センター六丁目一番二一〇号	サンキ・ウエルビィ介護センター柳井 柳井市南町二丁目八番四号	平成二〇、九、三〇

介護予防事業者
氏名又は名称
住所又は主たる事務所の所在地
介護予防事業所の所在地
事業の種類
廃止年月日

ウエルビィ山口株式会社 広島市西区商工センター六丁目一番一〇号	サンキ・ウエルビィ介護センター柳井 柳井市南町二丁目八番四号	介護予防 介護訪問 平成二〇、九、三〇
------------------------------------	-----------------------------------	---------------------------

サンキ・ウエルビィ介護センター柳井 山口市平井一四一七の八	介護予防 介護訪問 平成二〇、九、三〇
----------------------------------	---------------------------

山口県告示第四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年二月六日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
サンキ・ウエルビィ株式会社 広島市西区商工センター六丁目一番一〇号	サンキ・ウエルビィ介護センター柳井 柳井市南町二丁目八番四号	介護訪問 介護 平成二〇、九、三〇	
株式会社ツク 横浜市港南区上大岡西二丁目六番一〇号	サンキ・ウエルビィ介護センター小野田 山陽小野田市日の出三丁目一五番二八号	介護訪問 介護 平成二一、一、一〇	

医療法人やよい 光市三井六丁目一八番一〇号	デイサービスセンターリバーサイド 光市三井六丁目一八番一〇号	平成二一、九、九
--------------------------	-----------------------------------	----------

山口県告示第四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年二月六日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護支援事業者 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
サンキ・ウエルビィ株式会社 広島市西区商工センター六丁目一番一〇号	サンキ・ウエルビィ介護センター柳井 柳井市南町二丁目八番四号	平成二〇、一〇、一

サンキ・ウエルビィ介護センター柳井 山陽小野田市日の出三丁目一五番二八号	介護訪問 介護 平成二一、一、一〇
---	-------------------------

山口県告示第四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年二月六日

山口県知事 二井 関 成

介護予防事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社愛の里 防府市大字佐野一二五の一	有限会社愛の里 防府市大字佐野一二五の一	介護訪問 介護 平成二一、一、一〇	

サンキ・ウエ
ルビイ株式会社
広島市西区商
工センター六
丁目一番一
号
サンキ・ウエ
ルビイ介護セ
ンター柳井
柳井市南町一
丁目八番四号
平成二〇、
一〇、〇
〃

〃 〃 〃
〃 〃 〃
〃 〃 〃
〃 〃 〃
〃 〃 〃
〃 〃 〃
〃 〃 〃
〃 〃 〃

株式会社ツク
横浜市港南区
上大岡西二丁
目六番一
号
ツクイ宇部
宇部市岬町二
丁目一番一
号
介護予
防通所
平成二一、
一、〇、〇
〃

医療法人やよ
光市三井六丁
目一八番一
号
デイサービス
センターリ
バーサイド
光市三井六丁
目一八番一
号
平成一八、
四、〇、〇
〃

山口県告示第四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、
市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成二十一年二月六日

市町名 施行地区 事業の種類 山口県知事 二井 関成
阿東町 水戸地区 農道の舗装 平成二一、一、二六

山口県告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道
路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年二月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお
いて一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月六日

山口県知事 二井 関成
道路の種類 県道
路 線 名 西岐波吉見線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
宇部市大字西岐波字道本一五四の四 地先から 同市同大字 同字一五九の一 先まで	最狭 四二・七 六八・四 六一・五	最狭 四二・七 六八・四 六一・五	四七・〇	四七・〇	

山口県告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、岩国都市計
画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市開発部都市計画課に備
え置いて縦覧に供する。

平成二十一年二月六日

山口県知事 二井 関成
一 都市計画の種類及び名称
岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
二 変更の内容
主要な都市計画の決定の方針

山口県告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、岩国都市計
画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市開発部都市計画課に備
え置いて縦覧に供する。

平成二十一年二月六日

山口県知事 二井 関成
一 都市計画の種類及び名称
岩国都市計画道路三・四・四十牛野谷尾津線
二 変更の内容
路線の廃止

山口県告示第五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画新住宅市街地開発事業を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市開発部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年二月六日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画新住宅市街地開発事業愛宕山新住宅市街地開発事業

二 変更の内容

新住宅市街地開発事業の廃止



(三七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年三月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年二月六日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十一年一月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 下関深坂さくら友の会

代 表 者 の 氏 名 福富 征男

主たる事務所の所在地 下関市横野町一丁目一三番一号

三 定款に記載された目的

深坂自然の森を市民及び深坂自然の森の周辺地域の人々がいつでもできる理想の里山とするために、桜その他の樹木の維持及び管理、山野草の観察学習並びに自然とのかかわりを持ちながら地域及び他の団体と交流することにより環境の保全に関する意識の高揚を図る事業を行うことにより、まちづくり及び地域の活性化に寄与すること。

(三八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年九月二十四日山口県公告(三七八)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年二月六日から同年三月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年二月六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン厚狭ショッピングセンター

所在地 山陽小野田市大字厚狭一〇六一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年九月二十六日山口県公告(三八一)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年二月六日から同年三月六日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年二月六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 A I S T A 新山口
 所在地 山口市小郡下郷一三五七の一
 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(四〇) 土地改良事業の工事の完了の届出
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。
 平成二十一年二月六日
 山口県知事 二井 関 成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
周南市	奥堤地区 ため池の整備	平成一八、一一、七	平成二〇、四、一一
"	落迫地区 ため池の整備	平成一九、"、一〇	"、"、二四
"	上郷地区 ほ場の整備	平成 四、三、"	平成二〇、一、三〇
"	八代北地区 ほ場の整備	昭和五七、一一、二五	平成一一、二、一
"	河原畑上地区 ほ場の整備	平成一一、八、一三	平成二三、一一、三〇

(四一) 県営佐山新地地区経営体育成基盤整備事業換地計画書の縦覧
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営佐山新地地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。
 平成二十一年二月六日
 山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類
 県営佐山新地地区経営体育成基盤整備事業換地計画書の写し
 二 縦覧の期間

平成二十一年二月九日から同年三月二日まで
 三 縦覧の場所
 山口県農林水産部農村整備課

(四二) 県営受堤地区ため池等整備事業計画書の縦覧
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営受堤地区ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。
 平成二十一年二月六日
 山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類
 県営受堤地区ため池等整備事業計画書の写し
 二 縦覧の期間
 平成二十一年二月九日から同年三月二日まで
 三 縦覧の場所
 山口県農林水産部農村整備課

(四三) 基本測量の実施の終了
 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。
 平成二十一年二月六日
 山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類
 基本測量(高密度メッシュ標高データ作成)
 二 作業の地域
 山口県全域
 三 作業の期間
 平成十九年九月三日から平成二十一年一月七日まで

平成二十一年二月六日印刷
発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月
金二千七百円（送料共）